

第4期
芽室町子どもの読書活動推進計画

令和5年4月

芽室町教育委員会

はじめに

芽室町では平成18年度に子どもの読書活動推進計画を策定しました。その後2回の更新を経て現在までの間に出版不況、スマートフォンやSNSの普及などによる情報通信技術の進展、障害者差別解消法など、さまざまな出来事や社会の変化があり、芽室町の子どもたちの読書を取り巻く状況も大きく変わりました。さらに令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的大流行と感染症対策の取組により、学校や図書館をはじめとする各種の公共・民間の施設は、運営や事業活動の縮小、停止を余儀なくされ、芽室町図書館においても臨時閉館等により、町民の読書活動に制限が生じたこともありました。

子どもたちを取り巻く読書環境は変化しますが、成長の過程で文字や言葉に触れ、おはなしや絵本、物語の世界に親しみ、本に触れ、深化させていくことは、人とのコミュニケーションを学び、感性を磨き、想像力を深めることにつながるものであり、人生を豊かに生きていくうえで欠かせないものです。

これらのこと踏まえ、芽室町の子どもたちが、あらゆる場所で自ら進んで読書を楽しみ、想像力や好奇心を養うとともに、日常生活にいかすことができるよう、第4期芽室町子どもの読書活動推進計画を策定いたします。

I 芽室町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域社会・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験など様々な活動を経験して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものと考えられています。このようななか「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）に基づき国、道はそれぞれ子どもの読書推進に関する計画を策定し取組が進められています。

芽室町では、法の基本理念や北海道の推進計画を基本に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができるような環境整備を図ることを目的として平成18年度から「芽室町子どもの読書活動推進計画」を策定してきましたが、令和5年度に計画を更新し「第4期芽室町子どもの読書活動推進計画」を策定します。この計画は芽室町社会教育推進中期計画の下位計画として位置づけられます。

あわせて、2015年国連サミットで採択されたSDGsの全17の目標を2030年までに達成することをめざし、第4期芽室町子どもの読書活動推進計画を推進してまいります。

2 計画の期間

令和5年度から令和8年度での4カ年とします。

3 計画の対象

計画の対象は0歳からおおむね18歳までとします。

II 第3期芽室町子どもの読書活動推進計画の成果と課題

1 読書活動の推進

本町で平成15年度にはじまったブックスタート事業は町民の間に定着しています。翌日に開催される赤ちゃん向けおはなし会の「はじめのいっぽ」や日曜お話し会などの

読み聞かせ事業や育児ネットめむろへ講師派遣している保護者向けの読み聞かせ講習会などの事業を通じて新生児のいる家庭では本を通して親子の楽しいひとときの創造の趣旨から言葉、おはなし、物語への導入、図書館利用への動機づけにつながるようになっています。コロナ禍で運営手法も感染拡大防止につとめたものに変更してきてますが趣旨は変わりなく執り行われています。

ブックスタートから学齢期までが子どもの読書の空白期間とならないよう開始された読書相談事業「すくすくよむよむ」は子育て支援センターの広場開放時に月1回行われています。読み聞かせについては感染症収束後に再開することも視野に入れており、読書相談、出張貸出等も継続して実施しています。

図書館まつりは平成24年度にはじまり、ボランティアサークルや個人ボランティアを中心とした実行委員会形式により運営されています。コロナ感染症の影響はありましたが通常の図書館事業と違い町民・利用者が主体で運営する大型イベントは子ども向けて魅力的な催事が企画されており、親子連れでの来場も多く子どもの読書推進に大きな効果をあげています。

町内各機関や施設でボランティア活動が行われていますが、役場健康福祉課や社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に輪が広がり、子どもの読書活動推進に結びつく活動を行う団体、個人の活動を更に促進していくことが課題となります。

2 読書環境の整備

平成24年の西地区子どもセンター、平成28年の芽室子どもセンターの開館により子どもたちが放課後を過ごす環境に変化がありました。旧学童保育所などでも読み聞かせや図書館の団体貸出事業は行なわれていましたが、新施設により一層活発化し各施設利用者の読書機会がより拡大することとなりました。また、子どもセンターでの図書館除籍資料の再利用機会の拡大が定着してきました。芽室町図書館で除籍した図書資料が子どもセンターで利用者用閲覧資料として、また指導員の業務スキル向上用参考資料として広く利用されており、町全体で限られた資源がより有効的にその役目を果たすようになりました。

町内小中学校図書館では平成25年度に全校で学校図書館図書標準100%を達成しました。新刊の選定・受入と適切な資料の除籍等の資料管理・書架の保守をはじめ、魅力ある学校図書館運営に努めていかなければなりません。学校図書館の利用は芽室町教育委員会が行う学校図書館貸出状況調査で数値化され公共図書館の統計と共に児童生徒の読書の状況を表す手立てとなっています。

農村部の小中学校に図書資料を配本する移動文庫は学校での子どもの読書推進に貢献しております、年間5回の巡回を行っています。学校の学級単位に100冊2カ月間図書資料を貸し出す団体貸出について多くの利用があり、定着しています。子どもたちにとって簡単に本を手に取れる場所が少しでも増えることが読書推進に大いに役立っています。

平成25年度開始の介護予防ポイントは65歳以上の方のボランティア活動の場でもポイント付与があり、さまざまなボランティア活動でやりがい創出に結びついています。子どもの読書活動推進に係るボランティアの皆さんにより一層の活動の動機づけにつながるよう、図書館を含めた各施設が適切なサポートを継続していくことが必要です。

3 子どもの読書活動推進の普及・啓発

広報活動や子どもの読書活動推進に係る各種事業の実施が、既存の利用登録者以外の町民にも子どもの読書活動推進の周知を進めてきました。従来の読み聞かせに関連する行事から夏休み子ども教室、一日図書館職員体験、ぬいぐるみのおとまり会、絵本ガチャ、読書通帳など、時流の変化を取り込んだ新規事業を企画、実施し、読書推進につなげるよう進めてきました。そして町広報誌、らいぶらりーにゅーす、SNSなどの各種の媒体を活用し事業の事前周知や事後の実施報告記事を掲載してきました。

各種関連事業と広報活動により、図書館や読書の情報を広く伝えることが、子どもの読書活動推進に結びつくことを前提に取組を継続することが重要です。

III 子どもの読書活動推進のための方策

令和2年の新型コロナウィルス感染症の拡大が一般社会の日常生活を大きく変えました。三密回避や新しい生活様式を前提とした図書館運営はどうあるべきなのか、模索しながら進めているところですが、計画的な導入を検討している電子図書館、GIGAスクール構想との連携の二つの要素を加えることにより、子どもの読書活動推進に役立てるための仕組みや制度の更改、技術的な発展を見据えながら検討し取り組んで参ります。

1 読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭においては日常生活の中で、家族と一緒に本を楽しむことによって読書習慣を形成し、子どもが読書に親しむ環境づくりが大切です。子どもが読書に対する興味を高めるため、いつも身边に本がありまわりの大人が読書に親しむことも重要です。

【具体的な取組】

- ・親子や家族が一緒に本を楽しむ時間づくりの呼びかけをします。
- ・保護者の読み聞かせの啓発や読書活動の機会づくりに努めます。
- ・ブックスタート事業にあたっては新型コロナウィルス感染症をはじめとする社会不安の状況を注視しながら、参加者の安心安全を最優先としつつ、絵本の選び方や読み方のアドバイス、おすすめ本の紹介などに取組み、赤ちゃんが言葉や絵本に親しむきっかけづくりを行います。
- ・子育て支援センターでおこなわれる広場開放事業で学齢前の幼児の読書相談、資料貸出を行い幼児のいる家庭の読書推進を継続します。

(2) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

絵本や物語の読み聞かせは、遊びの中に取り入れることで子どもたちの言葉は磨かれ、未知のものに対する興味や好奇心を高め感性を養うものです。

【具体的な取組】

- ・身近に絵本のある環境づくりを進め充実に努めます。
- ・幼稚園教諭や保育士による紙芝居や絵本の読み聞かせの継続と充実に努めます。
- ・遊びの中に絵本や物語などの言葉や内容を取り入れ活用に努めます。
- ・自然体験、食育、社会学習などの活動において絵本・物語以外の資料の活用に努めます。
- ・茅室町図書館との連携、団体貸出の活用によりおはなしや読み聞かせの充実に努めます。

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校は子どもたちが学習する場であるとともに、集団生活の中で倫理観や仲間への思いやりや理解力を養う場でもあります。学校生活の中で読書習慣の確立は人間形成に大きく影響するとともに、基礎学力向上につながると言われております。また学校における子どもの読書習慣を確立するため、読書指導の充実が必要です。

【具体的な取組】

- ・「朝読書」の実施及び継続に努めます。
- ・茅室町図書館との連携による学校図書館活動の充実に努めます。
- ・学校図書館において保護者や学校支援ボランティア等と協働し活動の充実に努めます。

- ・GIGA スクール構想に対して計画的な導入を検討している電子図書館が児童生徒の読書推進にどう役立つことができるか検討します。

(4) 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、多くの人たちが読みたい本を探し、読書を楽しむための場所であると共に、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として重要な役割を担っています。また、本に関する情報の入手、選びやすく借りやすいなど利用者へのサービスの向上と広く情報を提供する必要があり、読書活動を行う団体の支援、図書館活動を支援するボランティアサークル・個人に対して活動場所や研修機会の提供を行うことも重要な読書推進に繋がります。

また、図書館未利用者や子どもを持つ家庭が初めて図書館に来館するきっかけ作りをし広く周知していくことも子どもの読書活動の推進にとって大きな意義のある事です。

【具体的な取組】

- ・親子で図書館を訪れて本を選び、読み聞かせやおはなし会に参加できるよう広報活動の充実に努めます。
- ・ボランティアが中心となった実行委員会形式による図書館まつりを実施し、子ども・親子連れなど未利用者の開拓に努めます。
- ・子どもの発達に応じた本の紹介、読書案内に努めます。
- ・多様な本の紹介を行い、興味対象を広げ深める手助けに努めます。
- ・読書の大切さや意義を理解してもらうため、ブックスタートや乳幼児の読書相談事業を実施し、家庭における取り組みや実践的なアドバイスに努めます。
- ・図書館情報の入手や資料情報の検索など、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・読み聞かせや読書推進を行う図書館ボランティアサークルに、活動場所や機会の提供を行います。
- ・他の図書館との連携や情報交換及び図書資料の相互貸借を行い、速やかなサービス提供に努めます。
- ・子どもたちが地域の歴史、文化を学習できるよう資料の収集・保存に努めます。
- ・図書館見学などを通じ、学校と協力して子どもたちの図書館利用教育の推進に努めます。
- ・未利用者や図書館利用を躊躇する子どものいる家族に来館を促す事業の実施・広報を行います。

(5) 公共施設における子どもの読書活動の推進

子育て支援関連施設などにおいて、絵本・紙芝居・布の絵本・読み物・学習用図書の活用、読み聞かせなど読書活動を推進します。

【具体的な取組】

- ・出前おはなし会による読み聞かせの実施に努めます。
- ・図書館行事やおはなし会への参加を啓発します。
- ・子どもセンター指導員等に図書館団体貸出を行います。

(6) 民間団体における子どもの読書活動の支援

おはなし会や読み聞かせ、人形劇などの開催による子どもの読書活動を推進するボランティアサークルの活動支援を行います。

【具体的な取組】

- ・ボランティアサークルの活動場所を提供します。
- ・ボランティアサークルによるおはなし会、読み聞かせ、人形劇等の開催を支援します。
- ・ボランティアサークルの活動に必要な図書資料等の団体貸出を行います。
- ・ボランティアサークルの活動・運営を紹介するとともに、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

2 読書環境の整備

(1) 学校図書館の整備

学校図書館は教育課程の展開のためだけでなく、子どもたちが読書を通じて健全な教養を育む場として重要な役割を担っています。

【具体的な取組】

- ・学校図書館の環境整備、図書資料の整備と充実に努めます。
- ・芽室町図書館との連携、団体貸出の活用により図書の充実に努めます。
- ・GIGAスクール構想と計画的な導入を検討している電子図書館との連携を検討します。

(2) 移動文庫の充実化

芽室町図書館から遠隔地に住む子どもの読書活動推進のため、移動文庫による定期的な配本を行い農村部の小中学校の児童生徒を対象に豊かな読書環境を提供します。

【具体的な取組】

- ・芽室町図書館から遠距離にある小・中学校図書館に定期的に図書を配本し農村部の学校図書館の資料構成を豊かにすることで児童生徒の読書環境の充実を図ります。

(3) 公共図書館の整備

子ども用トイレと授乳コーナーが設置された幼児コーナーは、親子が本を楽しむ空間であり、絵本や布の絵本、紙芝居、大型絵本、しきけ絵本などは乳幼児期から絵本に親しむ機会を提供します。また閲覧室は児童書と一般書の間仕切りがないワンフロアで、絵本、読み物、学校の教科関連図書などを系統的に配置し、一般書小説エッセイとの間に中高生向けヤングアダルト図書を配置し年齢とともに一般書に移行がスムーズにできるよう配列しています。建物の特性を利用し、魅力のある図書を受入・配置し子どもの読書活動を推進します。

【具体的な取組】

- ・布の絵本や布のおもちゃ、子どもが遊べるタペストリー（壁掛け）の設置等、子どもの読書環境整備に努めます。
- ・幼児コーナーに出産、育児、食育、名付けなど子育てに関連する図書資料を重点的に配置し利用の充実に努めます。
- ・セット貸出や紙芝居枠の貸出を行い、利用者に便利な利用環境を提供します。
- ・図書の企画展示でトピック性のあるテーマ展示を行い親世代にもアピールする子どもの読書推進関連資料の利用の啓発を行います。
- ・中学校・高校の試験時期等や入試時期に視聴覚室を学習開放し、中高生の図書館利用環境向上に努めます。
- ・令和3年度に設置したWi-Fiを用いて子どもの学習活動を支援します。
- ・計画的な導入を検討している電子図書館を活用した子どもの読書活動推進について検討します。

3 子どもの読書活動の普及・啓発

(1) 広報活動の推進

芽室町図書館では町広報誌をはじめとする各種印刷物、SNS等による広報活動で子どもの読書活動推進に努めています。その意義や重要性について住民・利用者の理解と関心を高めるよう普及啓発活動に努めていきます。

【具体的な取組】

- ・「子ども読書の日」（4月23日）に合わせて、子どもの読書活動推進に関する啓発・広報に努めます。
- ・図書館ホームページで定期的に情報提供を行います。
- ・SNSや地域FMラジオ等即時性の高い媒体でタイムリーな情報提供を行います。
- ・新聞チラシ折込みをはじめ適宜印刷物による広報活動を行います。
- ・地元新聞をはじめさまざまな団体・機関と連携し多くの方に情報提供するよう努めます。

（2） 啓発事業の実施

近年、図書館には情報発信機能の強化が求められています。読書感想文募集期間の課題資料等の展示、児童書のテーマ別展示などの資料展示事業は、子どもたちに未知の本を手に取るきっかけ作りとなっており、ぬいぐるみのおとまり会での読み聞かせや子ども教室での関連資料の紹介、読書通帳満期での達成感の醸成など各種事業へ参加など、子どもたちにとっていろいろな形での読書体験の場があり、一層の充実の継続が図られています。

【具体的な取組】

- ・春の読書週間に合わせて、子どもの読書活動に係わる行事の開催に努めます。
- ・展示等による課題図書や北海道指定図書等の紹介を行い、利用の促進を図ります。
- ・時節の話題に合わせ、ミニ展示や特別展示などで資料の紹介を行います。
- ・読書通帳や本の一口コメントなど子どもの読書意欲を促進する事業を行います。

各種統計数値

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
図書館利用者数（人）	48,960	47,369	44,401	32,020	29,026
図書館貸出冊数（冊）	164,255	163,890	161,985	139,311	122,729
うち児童書（冊）	57,515	58,928	59,058	53,584	50,243
町内小中高校学校図書館 貸出者数(人)	10,264	9,858	7,164	6,121	3,921 ※1校なし
町内小中高校学校図書館 貸出冊数（冊）	20,570	16,557	12,819	13,593	11,368 ※1校なし
小中学校図書館図書標準充足率 100%達成学校数（7校中）	7	7	7	7	7
図書館ボランティア団体数	4	4	4	4	4
町内人口（人）※年度末現在	18,660	18,540	18,430	18,268	18,117
うち 18 歳以下人口（人）	3,495	3,408	3,331	3,263	3,158

第4期芽室町子どもの読書活動推進計画

令和5年4月

編集・発行 芽室町教育委員会生涯学習課
芽室町図書館
〒082-0014
北海道河西郡芽室町東4条3丁目6番地1
TEL 0155-62-1166 FAX 0155-62-6518

子どもの読書活動の推進に関する法律

発令：平成13年12月12日号外法律第154号

最終改正：平成13年12月12日号外法律第154号

改正内容：平成13年12月12日号外法律第154号[平成13年12月12日]

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

日程第 1 3

議案第 5 1 号

芽室町図書館運営指針策定の件

芽室町図書館運営指針について、図書館法第 7 条の 2 の規定に基づき、策定しようとするものであります。

令和 5 年 2 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町図書館

運営指針



芽室町教育委員会

はじめに

多様化・高度化する学習要求に応えうる社会教育施設としての図書館、文化的なふれあいと憩いの場、あらゆる年齢層の町民が気軽に利用できる生涯学習の場として芽室町図書館は平成元年に開館しました。

時代の経過にともなう利用者ニーズの変化や生涯学習環境の変化に対応し、平成8年夜間開館実施、平成12年町ホームページでの図書館情報提供開始、平成15年ブックスタート開始、平成18年視聴覚資料館外個人貸出開始、平成20年祝日開館・図書館ホームページ開設・インターネット予約開始など図書館サービスの内容も更新・刷新を重ねてきました

令和5年度は第5期芽室町総合計画後期計画、第2期芽室町教育振興基本計画、第2期芽室町社会教育推進中期計画の初年度にあたり、学習機会の提供や情報発信、子どもの読書推進等に加えて図書館機能へ電子書籍の計画的な導入について触れてています。

令和2年からのコロナ禍により全国的に電子図書館の導入が進み、十勝総合振興局管内で1館、道東地域としては2館の電子図書館が既に開館しています。これまで図書館活動は自治体が資料を購入して住民に閲覧・貸出を行うことが主体でしたが、電子図書館ではインターネット上で住民が利用できるライセンスを自治体が取得する仕組になります。

紙の資料と電子情報を両立させた図書館運営を今後は執り進めることとなります。

図書館サービスにとって大きな転換点を迎える現在の状況を踏まえ、当町の図書館運営をさらに総合的、計画的、効果的に推進していくため芽室町図書館運営方針を策定します。

目 次

芽室町図書館運営指針

第5期芽室町総合計画	1
第2期芽室町教育振興基本計画	2
第2期芽室町社会教育推進中期計画	3
1. 運営の目標	4
2. 運営の基本	4
3. 資料及び情報の収集並びに提供等	5
4. レファレンス・サービス	6
5. 利用者に応じた図書館サービス	6
6. 多様な学習機会の提供	8
7. ボランティアの参加促進	10
8. 広報及び情報公開	11
9. 図書館職員のあり方	11
10. 図書館の危機管理体制	12
11. 開館日時等	12
12. 図書館協議会のあり方	13
13. 施設・整備	13

第5期芽室町総合計画

＜めざすべき将来像＞

みんなで創り みんなでつなぐ
ずっと輝くまち めむろ

まちづくりの基本目標

- ① 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり
- ② 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
- ③ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり
- ④ 自然と共生する災害に強い安心・安全のまちづくり
- ⑤ 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

第2期芽室町教育振興基本計画

< 基本理念 >

「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を育む

- ・芽室町への愛着と誇りの醸成
- ・自己有用感の醸成
- ・夢への挑戦心の醸成

(施策目標)

- 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進
- 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立
- 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

第2期芽室町社会教育推進中期計画

< 基本理念 >

町民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり

(重 点 目 標)

- 1 学びの基礎づくり
- 2 生涯を通じての生きがいづくり
- 3 共助社会の絆づくり

芽室町図書館運営指針 [令和5年度～令和8年度]

1. 運営の目標

- ◇ 明るく開かれた図書館
- ◇ 情報を集積、発信する図書館
- ◇ 暮らしの中に根つく図書館

2 運営の基本

図書館は、町民の多様化した知的 requirement に応えて、資料の充実と提供を行い、全ての利用者に対応できるサービス体制の確立を図るとともに、知る自由を保障した生涯学習の場を充実させ、人と人のつながりを育む「ゆとり」「やすらぎ」の場を創造していくことを基本使命とし、「町民の誰もが気軽に利用できる図書館」をめざします。また、あわせて2015年国連サミットで採択されたSDGs全17目標の達成を目指すことも踏まえた図書館運営に努めます。

<重点項目>

1. 町民の図書館として、一人ひとりの声に耳を傾け、積極的に運営に反映させ、町民とともに、より良い図書館づくりに努めます。
2. 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校等の取組を支援する各種事業を展開し、子どもの自主的な読書活動を推進します。また、学校図書館の取組みに対する支援に努めます。
3. 職員は常に資質の向上を図り、資料の収集・提供や調査研究のためのレンズ・サービス（利用者の調査支援）に取組みます。
4. 生涯学習活動の拠点として読書推進・図書館振興に寄与する図書館事業を実施し、豊かな読書環境づくりに努めます。
5. 情報提供手段の拡大・高度化を図るとともに電子図書の導入について計画的に検討し、地域の情報発信基地としての機能を充実させます。
6. 公共図書館等による相互貸借ネットワークによって確実な資料提供を行なうとともに、多様な情報要求に応えるため、蔵書の充実を図り幅広く奥行きの深いサービスを行います。

3 資料及び情報の収集並びに提供等

- (1) 町民の要求に応えるための図書館は、生涯学習の中核施設です。人々が「心の豊かさ」や「いきがい」を得ようとするなどを支援する施設として、子どもから大人まで個人のライフステージに対応した資料構成や情報提供に努めます。
- (2) 各種図書館との連携はもとより、教育、行政、産業、学術等幅広い施設や機関との連携を深め、ネットワークの強化を図ります。また、データベースの充実を図るとともに活用に努め、レンタル・サービスの機能を強化し、情報サービスの充実を図ります。
- (3) 図書館は、地域の歴史、文化、経済、産業など地域のできごとや人々の営みを記録し、後世へ伝えゆく機能をもちます。今後の芽室町図書館は、地域のサービス拠点とするほか、郷土資料の収集にも努めます。そのためには、地域に散在する資料・情報を積極的に発掘し、まちの百科事典ともいべき地域資料の集積を創りだします。また、電子図書の導入の検討にあわせて郷土資料のデジタル化の研究を行います。
- (4) 図書館では、いつでも最新の情報に触れることができるように新刊コーナー・雑誌コーナー・視聴覚資料等の充実を図ります。またインターネット等の検索システムを活用し、住民の多様な資料要求に的確に応じるようにします。
- (5) 図書館相互の連携・協力関係をもとに、本町に所蔵の無い資料を他の図書館から借用する「相互貸借制度」を積極的に活用し、利用者へのサービス向上に努めます。
- (6) 平成16年度から十勝管内の公共図書館では、市町村の枠を超えて町民以外でも「本」を貸し出す「広域貸出」を行っています。各図書館との連絡・協力のもとに利用者の資料要求に適切に対応します。
- (7) 資料の提供等にあたっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分留意して参ります。

4. レファレンス・サービス

レファレンス・サービスは利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、職員が必要とされる資料を検索・提供・回答し助ける業務です。情報を求めている方に、他の図書館等と連携し積極的に情報を取り入れ、一貫性のある共通認識と理解をもって対応します。また、レファレンス・サービスの利用を促進するような体制と環境を用意し、利用状況、サービスの質の評価や改善を図り、今後とも図書館サービスの発展を保障するために職員に対する継続的研修を行い、レファレンス・サービスに係る専門的資質の向上、サービスの充実・高度化に努めます。

5. 利用者に応じた図書館サービス

(1) 最新情報・課題解決のための図書館

国際化、情報化、技術革新の進展など、社会情勢は急速な変化をしています。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、絶えず新たな知識や技術を生涯にわたって学んでいくことが必要です。

多くの人たちが読みたい本を探し、読書を楽しむための場所であると共に、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として図書館は重要な役割を担っており、職員の資質向上に継続して努めて参ります。

(2) 滞在型利用

図書館には貸出を目的に来館する利用者が多い現状ですが、館内で本や新聞・雑誌を読んだり、視聴覚資料を鑑賞したり、自己の調査研究の場、仲間や知人との交流の場といった滞在型利用をする来館者もたくさんいます。これは、入館制限がなく無料で利用者の時間の許す限り気兼ねなく、自由に過ごせるといった図書館ならではの特徴によるものです。各種の資料や地域の情報に触れることができ、心地良い時間を過ごすことができる施設として多くの方に利用いただけるよう努めます。

(3) 子どもの読書活動推進計画に基づく図書館サービス

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域社会・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験など様々な活動を経験して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められています。

とりわけ読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものと考えられています。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができるような環境整備を図ることを目的として「第4期芽室町子どもの読書活動推進計画」を基本に、芽室町のすべての子どもが多種多様な機会、あらゆる場所で自ら進んで読書を楽しみ、知識や感性、創造力や好奇心を養い日常生活に織り込むことができるよう、今後とも、学校と連携を図り児童・生徒の読書力を高め、親子のふれあいを大切にする図書館を目指します。

(4) 乳幼児と保護者に対する図書館サービス

乳幼児教育は身体的、精神的基礎を養う上で極めて重要です。しかし、少子化、共働き世帯の増加など社会環境は変化し続けており、各家庭での育児に対する考え方も多様化している状況です。そのため乳幼児教育だけでなく、保護者の学習活動にも力を注ぐことが求められ、「家庭」を対象とした教育機会の推進が必要となっています。芽室町では子育てを支援する事業の一つとして10ヵ月健診での「ブックスタート」を行っています。これは赤ちゃんの時から本に親しむ機会をつくり、家族による絵本の読み聞かせにより、温かな人間関係を育み子どもの精神的な安定と人間相互の信頼関係の基礎を築くと言われ、子育て支援に寄与しているところであり、図書資料の貸出やおはなし会への参加等に反映されています。今後も継続して乳幼児期の文字や絵本の相談、読み聞かせのアドバイスなども行い、子どもの読書振興活動も同時に行っていきます。

(5) 他言語や外国に関する資料の提供

図書館は、地域における国際化の推進拠点として、外国語資料の収集・提供はもとより、外国語による資料相談にも応じ、外国人が気軽に立ち寄れる施設になるような国際的視野に立つことも必要であり、町民が異文化に対する理解を深めるためにも諸外国に関する資料や情報を提供できるよう努めます。

(6) 高齢者サービス

高齢化が進むなか、高齢者の方が時間にゆとりをもって読書を楽しんだり、学習することで、生きがいを見出すことは少なくありません。

反面、閉じこもりがちな人も数多く見られ、活動状況に個人差が大きい

のも高齢者世代の特徴となっています。

高齢者が生きがいを持てる学習環境の充実を図るとともに、蓄積した豊かな経験や知識、技術を若い世代へ伝えることができる学習機会の提供も必要であり、高齢者向きの資料収集とともに、長時間の滞在にも耐えられるような設備や高齢者に対応できるレファレンス・サービスの資質向上や利用促進に努めます。また、高齢者関係機関と連携し高齢者にもやさしい施設を目指していきます。

(7) 文化的活動の場としての図書館

文化的、精神的な豊かさを感じられる町民生活、地域社会づくりでは、図書館の役割は大変重要なものとなっています。今後も図書館には、町民自らが文化的創造を行っていくための的確な支援を行う事が求められると共に、生涯学習の拠点として、他の機関と連携し、学校支援、子ども支援、高齢者支援、職業訓練やインターンシップ、大学の図書館学の実習や民間活動支援など、提供するプログラムの多様な情報要求に応えるため、蔵書の充実、職員の資質の向上を図ります。

(8) ボランティアと地域活動

地域で暮らし、地域で生活する人々が主体となると同時に町民の声を反映し、町民によって支えられる図書館でなければなりません。そのためには、図書館運営への住民参加を図書館協議会やボランティア等によって実現することが必要です。また、学校や高齢者施設をはじめとする地域の他の施設、サービス機関との連携を図って参ります。

(9) 障がいのある方へのサービス

障がいのある方に対するサービスの充実のため、図書館北側玄関にスロープを整備、南側の駐車場には段差のない通路を完備し、また館内には多機能トイレを設置し障がいのある利用者に配慮した施設になっています。また、関係機関や団体と連携を図りながら、障がいのある方へ情報提供の機会を増やし、点字図書、朗読 CD やカセットテープ、大活字本などの利用を啓発します。また電子図書は障がいのある方の読書推進に大いに役立つものでありその活用を含めた電子図書の導入の検討を行います。

6. 多様な学習機会の提供

(1) 課題解決の糧となる図書館機能

図書館は利用者の学びとしての読書だけではなく、様々な課題を抱える利用者に解決の手段を提供しています。環境問題、少子高齢化、産業や経済の活性化、国際問題など現代社会の直面する課題は枚挙に暇がありません。レファレンス・サービス、利用指導、テーマ別展示、パスファインダー（調査の際に参考資料や調べ方を紹介するテーマ別手引書）の作成などをつうじて利用者とともに課題解決に役立つ図書館となるよう努めています。

（2）各団体との協力

町民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、ブックスタート、読み聞かせ、読書感想文コンクール、鑑賞会、作品展示会などを主催し、他の社会教育施設、学校、関係団体と協力して、相互間の連携を図りながら、暮らしに根付いた多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、各学校等への移動文庫の充実など、資料の提供に努めます。

（3）図書館職員の資質向上

個人の「学び」を支えて、地域の課題解決能力を高めるために図書館職員は、単に利用者と資料の仲介者にとどまらずに、情報技術を駆使して地域にふさわしい情報の集積を構築し、同時に、系統的な学び方や調べ方、読み方についても相談にのります。また、利用者個人のプランに合わせて時間をかけて対応できる信頼された存在でなければなりません。そのためには、利用者にプライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮となります。

（4）生涯学習への支援体制の確立

生涯学習とは、自らの意思によって自分に適した方法などを選択し、生きがいのある豊かな生活を送るため、生涯を通じてさまざまな学習を行うことです。

生涯学習の形態は多様で、目的や手段・方法も個人によって異なります。学校教育や社会教育などで行われている意図的・組織的な学習にとどまらず、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動やボランティア活動など、幅広い活動を通して学ぶことが生涯学習といえます。このような現代社会の変化に的確に反応していくためには、学習で得た知識や技能を家庭、学校、地域などで活かすことにより、地域文化の向上、さらには、活力あるまちづくりの形成にも貢献することができます。このように、生涯学習は、個々人の人生を充実したものにするだけではなく地域

社会が目指す目的の実現にも大きな役割を果たすことが期待されます。

図書館は生涯学習を推進して「誰もが いつでも どこでも」学ぶことができる体制を整え、その成果が適切に評価され、活かすことのできる環境づくりをサポートしていきます。

7. ボランティアの参加促進

図書館では、利用者に親しまれ、利用しやすい図書館づくりを進めていますために、読み聞かせ、本の修理のほか、ボランティアサークルの皆さんの企画による行事など、現在、幅広い活動が行われています。町民の学習成果を生かし自己実現を図る場を提供するとともに、利用者の多様かつ高度なニーズに対応できるサービスの充実に資するために、図書館ボランティアサークルが結成され、開かれた図書館づくりの一環として、さまざまな分野で活動をしています。サークルは読み聞かせや工作、人形劇、布の絵本の作製、朗読を行う4団体が定期的に活動しています。芽室町図書館はボランティアサークルのバックアップ体制の強化に継続的に取組んで参ります。

個人ボランティアは読み聞かせ、本の装備や修理、配架などの業務を定期的に、またはボランティア個人のスタイルに合わせた時間帯での活動を行っていただいている。サークルと個人、参加する方はその生活に合ったボランティアを選択して意欲的に活動いただいているところであり、新規の方は加入しやすく、継続している方は気軽に長く活動していくよう適切な環境と支援体制を提供できるよう努めて参ります。

芽室町図書館で活動するボランティアは次のとおりです。

■サークル

・布の絵本サークル「ひよこひよこ」（平成2年12月発足）

布の絵本制作、修理をはじめ、視察、夏休み子ども教室の実施、町民文化展への出品などをしています。

・朗読サークル「こずえの会」（平成10年8月発足）

昔話や民話の語り、お話し会、活動発表会の開催などの活動を行っています。

・おやこっこおはなし会（平成11年4月発足）

子どもたちが心豊かに育みことを願い、『ふれいおんとかち』の皆さん

が絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単な工作などを行っています。

- ・人形劇サークル「むぎの穂」（平成14年4月発足）

手作り人形で、子どもたちが喜び感動する作品づくりを目標に図書館を拠点に活動しています。子育て関連施設、町の行事などで公演をしています。また町外からの公演依頼もあり、活発な活動をしています。

■個人

- ・支援ボランティア 平成17年開始 毎週月曜日活動
資料の修理を行います。

- ・配架ボランティア 平成17年開始 隨時活動

返却された資料の配架を行います。

- ・日曜お話し会ボランティア 平成22年開始 毎週日曜日活動

日曜お話し会で絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

- ・装備ボランティア 平成29年開始 每週木曜日活動

新刊の装備を行います。

8. 広報及び情報公開

図書館に対する理解と关心を高めていただくためには、地域の新聞や報道機関も大変効果的であり、各種組織・団体と協力していくことも重要です。新たな利用者拡大を図るためにも広報誌「すまいる」や、「らいぶらりーにゅーす」、「すまいるボード」を活用し図書館の利用案内、イベント、展示会などの活動を広く知らせるよう努めています。

平成20年度に芽室町図書館ホームページを開設し、役場フェイスブックや芽室町図書館公式ツイッターなどインターネットによる情報提供を行うことで最新の情報を広く提供しているところです。

紙媒体と電子媒体のそれぞれの特性をいかしたきめ細かい広報活動を様々な層に向けて行い、図書館振興に努めて参ります。

9. 図書館職員のあり方

(1) 図書館長は、社会や地域の中で図書館がもつ意義や役割を認識しその

実現に向けて職員を統括し、迅速な意思決定を行うとともに図書館の管理運営に必要な知識・経験を有して、図書館機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

- (2) 図書館司書が行う具体的な業務は、図書館資料の収集、整理、保管、提供や、参考調査（レファレンス・サービス）、他の図書館との連携・協力を含み、さらに図書館ホームページ等の運用に至るまで図書館利用者の要求に応ずるためのあらゆる専門的な職務に従事します。そのためには、利用者個人の事情に合わせて対応し、プライバシーが守られる安心感を与えることも大切な配慮であることを十分に認識しなければなりません。地域に根ざした特色のある図書資料収集も重要であるとともに、各関係機関との連携・協力関係のもとに、相互貸借制度の利用やレファレンス・サービスの充実や地域文化の継承から新たな創造に向けての場として、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等、専門的なサービス実施の為に資料等の提供及び紹介等、町民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めます。

10. 図書館の危機管理体制

図書館は、「安心」して「安全」に使用できる施設とみられてきましたが、現実として事件や事故に遭遇する可能性もあります。迷惑行為や盗難（利用者の持ち物、資料切り取り、持ち出し）、事故（館内、自転車置き場等）個人情報の流失などのトラブルの発生や、地震、水害等の自然災害や火災等の災害も視野に入れて、危機を回避し、被害を最小限にとどめるために、徹底した予防策を講じるとともに、危機発生時に誰がどの行動をするかを明確にしておくことが必要になります。図書館独自で図書館の特徴を考慮し、館内外で発生が想定されるあらゆる事態に対する「危機管理マニュアル」を職員全員が把握するとともに、定期的な訓練を実施し、危機発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう努めます。

11. 開館日時等

利用者の多様な生活時間や地域の状況に配慮し、利用促進のため開館日・開館時間を設定します。

1 2. 図書館協議会のあり方

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

- (1) 図書館協議会は、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう意見が寄せられるように環境を整えます。
- (2) 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めます。
- (3) 図書館の「指定管理者制度」導入の是非については、図書館協議会で検討し、平成22年度館長に直當による運営を答申しましたが、今後もこのことについて継続して研修を行っていきます。

1 3. 施設・整備

図書館の健全な発達を図るため、「公共図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づいて、図書館サービスの水準を達成し、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・整備を確保するよう努めるとともに、乳幼児、青少年、成人、高齢者及び障がいのある方などの利用に応じた必要な施設・整備を確保するよう努めます。

また、赤ちゃん連れや障がいのある方が利用しやすい出入り口のスロープ及び多機能トイレが整備され、また車椅子・歩行補助器・ベビーカーを設置し、障がいのある子どもやその保護者が、利用しやすいよう施設の充実を図り、読書環境の整備に努めます。

図書館法

発令：昭和25年4月30日号外法律第118号

最終改正：令和1年6月7日号外法律第26号

改正内容：令和1年6月7日号外法律第26号[令和1年6月7日]

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

発令：平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号

最終改正：令和1年6月7日号外文部科学省告示第9号

改正内容：令和1年6月7日号外文部科学省告示第9号[令和1年6月7日]

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成二十四年十二月十九日号外文部科学省告示第百七十二号)

(平成一三年七月一八日文部科学省告示第一三二号(公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準)を全文改正)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成二十四年十二月十九日から施行する。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

日程第 1 4

議案第 5 2 号

令和 5 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件

(非公開)

令和 5 年度芽室町一般会計教育費予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 5 年 2 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第367号

令和5年2月22日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見について

(申出)

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

(教育推進課教育総務係)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関するこ

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 1 5

議案第 5 3 号

条例改正（茅室町立学校水泳プール設置及び管理条例中一部改正）の
議案に対する意見申し出の件（非公開）

茅室町立学校水泳プール設置及び管理条例中の一部を改正する条例案に対する意
見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町
長に対し申し出ようとするものであります。

令和 5 年 2 月 22 日提出

茅室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第368号
令和5年2月22日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例中の一部を改正する条例案に
対する意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 1 6

議案第 5 4 号

条例制定（茅室町トレーニングセンター設置及び管理条例制定）の議
案に対する意見申し出の件（非公開）

茅室町トレーニングセンター設置及び管理条例の制定案に対する意見について、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出
ようとするものであります。

令和 5 年 2 月 22 日提出

茅室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第369号

令和5年2月22日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例の制定案に対する意見に
ついて（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 17

議案第 55 号

条例制定（利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定）の議
案に対する意見申し出の件（非公開）

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定案に対する意見につ
いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対
し申し出ようとするものであります。

令和 5 年 2 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

教推第370号

令和5年2月22日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定案に対する

意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 18

議案第 56 号

芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則中一部改正の件

芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正しようと
するものであります。

令和 5 年 2 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成11年教委規則第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「芽室町個人情報保護条例（平成10年条例第49号）」を「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）」に、「芽室町個人情報保護条例施行規則（平成11年規則第26号）」を「芽室町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年規則第35号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

町議会定例会12月定例会議で「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例」が可決され、その後、「芽室町個人情報個人情報の保護に関する法律等施行規則」が決定されたことから、芽室町教育委員会が所管している「芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則」を併せて改正するものであります。

芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）の規定に基づく については、芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に ついては、芽室町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年規則第35号） の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>芽室町個人情報保護条例（平成10年条例第49号）の規定に基づく 芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に ついては、芽室町個人情報保護条例施行規則（平成11年規則第26号） の例による。</p>

日程第 19

議案第 57 号

令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和5年2月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

教推第375号

令和5年2月22日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）